

平成29年度の主な事業と決算額

* 1万円単位で端数処理をしています。

民生費

457億8,159万円

児童、高齢の方、障害のある方などのための福祉、生活保護の実施等に要する経費

- ・ 保育所等建設補助 5億9,951万円
- ・ 地域生活支援拠点事業 460万円

教育費

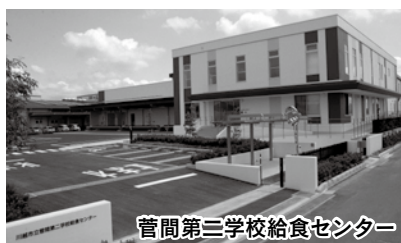
163億8,396万円

小中学校など、教育全般に要する経費

- ・ 学校給食センター施設整備 44億6,279万円
- ・ 小中学校普通教室空調設備整備 8億7,992万円
- ・ 学童保育室の整備 4,888万円



小学校の教室に設置された空調設備



菅間第三学校給食センター

衛生費

109億8,915万円

医療、公衆衛生、精神衛生など市民の健康保持増進と、し尿・ごみなど廃棄物の収集・処理に要する経費

- ・ ラジオ体操フェスタ 118万円

総務費

104億6,447万円

市の全般的な事務管理、徴税、戸籍、選挙等に要する経費

- ・ 東武東上線川越駅ホームドア設置工事負担金 7,332万円
- ・ 子育て安心施設整備 1,078万円
- ・ 東京オリンピック・パラリンピック大会機運醸成事業 656万円



東武東上線川越駅に設置されたホームドア



東京オリンピックのカウントダウンボード(市役所本庁舎)

公債費

99億6,047万円

市債(借金)の償還に充てる経費

* 平成29年度末時点で、一般会計の市債残高は、1,031億7,052万円です。

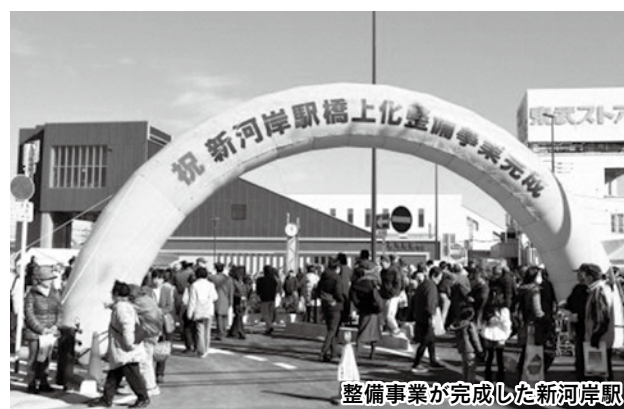
土木費

84億5,995万円

道路や河川、市営住宅などの整備に要する経費

・ 新河岸駅駅舎および自由通路等整備

15億9,407万円



整備事業が完成した新河岸駅

商工費

14億3,540万円

商業や観光の振興等に要する経費

- ・ 観光案内 5,667万円
- ・ 産業観光館昭和蔵改修事業 4,577万円
- ・ ユネスコ無形文化遺産関連事業 1,324万円



リニューアルした産業観光館(小江戸蔵里昭和蔵)

その他

62億9,252万円

議会費・労働費・農林水産業費・消防費・災害復旧費・諸支出金の合計



平成 29 年度 決算の概要

財政課 224-5618

Fax 225-2895

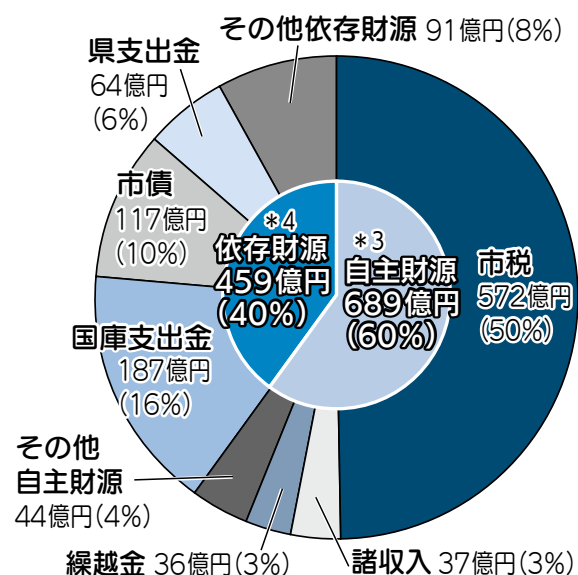
市の平成29年度一般会計決算額は、歳入が1,147億8,923万1千円、歳出が1,097億6,750万8千円、差引額は50億2,172万2千円となりました。この額から平成30年度に繰り越した事業に必要な財源を除いた実質的な収支は47億9,485万5千円となっています。また、平成28年度決算と比較すると、歳入が前年度比2.4%の増、歳出が1.2%の増となりました。歳入が増加した主な要因は、市債が増加したことなどで、歳出が増加した主な要因は、学校給食センターの整備等の投資的経費が増加したことなどによります。

	歳 入	歳 出	差引残高(形式収支)
一般会計 * 1	1,147億8,923万1,158円	1,097億6,750万8,703円	50億2,172万2,455円
特別会計 * 2	687億3,700万4,212円	667億1,515万4,810円	20億2,184万9,402円
総計	1,835億2,623万5,370円	1,764億8,266万3,513円	70億4,357万1,857円

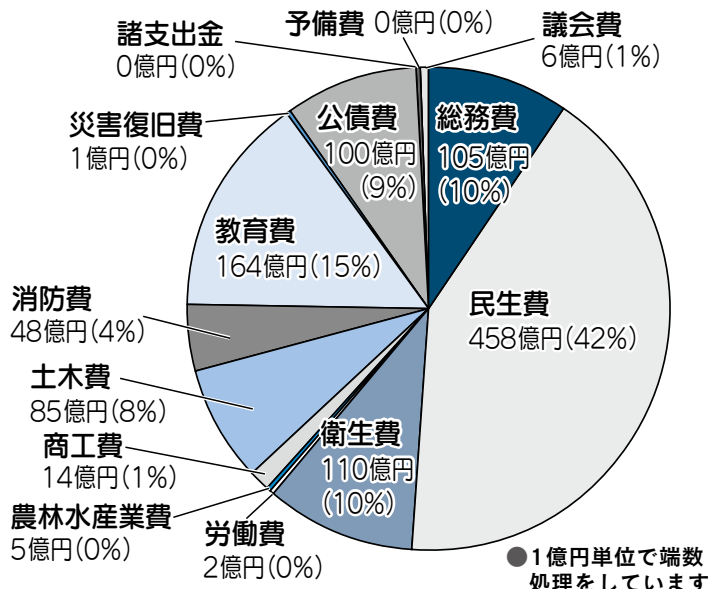
* 1 一般会計とは、地方自治体の会計の中心で、行政運営の基本的な経費を計上している会計。

* 2 特別会計とは、国民健康保険事業などの特定事業について、歳入歳出を一般会計と区分して別に処理するための会計。ただし、上記数字には、公営企業会計である上下水道事業分を含みません。

一般会計の歳入



一般会計の歳出



* 3 自主財源とは、地方自治体が自主的に調達できる財源。自主財源が多いほど、行政活動の自主性と安定性が確保できます。

* 4 依存財源とは、国や県の意思で定められた額を交付されたり、割り当てられたりする財源。

健全化判断比率

法律に基づき、自治体財政の健全化を示す健全化判断比率を公表します。早期健全化基準(財政再生基準)以上になった場合は、財政健全化計画(財政再生計画)を策定することが義務付けられています。いずれの指標も早期健全化基準未満になりました。

	川越市	法律に基づく基準	
		早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	- * 5	11.25%	20.00%
連結実質赤字比率	- * 5	16.25%	30.00%
実質公債費比率	5.5%	25.0%	35.0%
将来負担比率	69.5%	350.0%	

実質赤字比率…一般会計等の赤字の大きさ

連結実質赤字比率…市全体の赤字の大きさ

将来負担比率…借入金の残高など、今後支払わなければならない負債の大きさ

* 5 実質赤字額、連結実質赤字額が生じていないため「-」と表記しています。

資金不足比率(公営企業)

資金不足比率とは、公営企業会計で、営業収益に対する手持ち資金の不足額の割合のことを言い、数値が低いほど健全とされます。平成29年度決算では、農業集落排水事業特別会計・水道事業会計・公共下水道事業会計のいずれも、資金不足を生じませんでした(資金不足となった場合のみ数値化されます)。この比率が法律で定める経営健全化基準(20.0%)以上の場合、経営健全化計画を策定することが義務付けられています。

* 健全化判断比率と資金不足比率の詳細は、市ホームページで確認できます。

川越市ホテル等建築適正化条例の一部を改正する条例(案)等に対する意見募集

開発指導課 Tel 224-5978

Fax 225-9800

旅館業法が改正されたことに伴い、同法との整合性を図るため、「川越市ホテル等建築適正化条例の一部を改正する条例」と、これに伴う施行規則、指導基準の改正を検討しています。市民の皆さんの意見を反映するため、同条例(案)等に対する意見を募集します。

閲覧・募集期間：11月16日(金)～12月21日(金)(必着)

閲覧場所：同課(本庁舎5階)・市民センター・南連絡所

対象：市内在住・在勤・在学または利害関係のある方

意見の提出方法：閲覧場所配布する意見用紙に必要事項を記入し、郵送・ファクスまたは直接同課(郵送の場合は、〒350-8601

川越市役所開発指導課)

*市ホームページからも、閲覧・意見の提出ができます。

意見の取り扱い

提出された意見は、今後の条例改正等の参考にします。また、意見の内容と、市の考え方を公表します。

類似の意見は取りまとめて公表し、個別の回答は行いません。なお、個人情報公表しません。

情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況

総務課 Tel 224-5550

Fax 225-2895

情報公開制度の運用状況

市では、保有している公文書を公開する「情報公開制度」を実施しています。情報公開制度は、市民の皆さんの市政への参加促進と開かれた市政を推進することを目的としています。

平成29年度の請求等件数は、合計276件でした。結果は、全部公開85件、部分公開82件、非公開66件、取り下げ43件でした。

個人情報保護制度の運用状況

市では、保有する個人情報の取り扱いを定め、個人情報の開示・訂正などを請求することができる「個人情報保護制度」を実施しています。

個人情報保護制度は、市民の皆さんの権利利益の保護と公正で信頼される市政の推進を目的としています。平成29年度の件数は、開示請求が合計316件でした。結果は、全部開示35件、部分開示22件、不開示257件、取り下げ2件でした。

市税などの納期のお知らせ

名称	納期限	問い合わせ
固定資産税(第3期)	11月30日(金)	収税課 Tel 224-5686
国民健康保険税(第5期)		Fax 226-2538
後期高齢者医療保険料(第5期)		Tel 224-5842
介護保険料(第5期)		高齢・障害医療課 Tel 224-7318
		Fax 224-5817
		介護保険課 Tel 224-5384
		Fax 224-5384

なお、訂正などの請求はありませんでした。

各運用状況の閲覧場所

同課(本庁舎4階)・情報公開窓口(東庁舎1階)、または市ホームページで確認できます。

Jアラートの試験放送を流します

防災危機管理室 Tel 224-5554

Fax 225-2895

国が発する緊急地震速報や弾道ミサイル情報等の緊急情報を、全国瞬時警報システム(Jアラート)受信機が受信し、正常に防災行政無線から放送されるかを確認する全国一斉情報伝達試験を実施します。

当日は、

市内全ての防災行政無線から試験



放送が流れます。ご理解とご協力をお願いします。

実施日時：11月21日(水)午前11時

放送内容

防災行政無線チャイム
「これはJアラートのテストです」×3回
「こちらは防災川越です」
防災行政無線チャイム

期間入札による不動産公売

収納対策課 Tel 224-6179

Fax 226-2538

市が執行する期間入札により不動産を公売します。詳しくは、同課(本庁舎2階)で配布する「不動産公売案内」または市ホームページをご確認ください。

物件：清水町の土地付建物▼大字今福の土地付建物

入札期間：11月12日(月)～19日(月)

市の育英資金

教育総務課 ☎224・6074
 ☎224・5086

来年4月から高等学校・中等教育学校(後期課程に限る)・高等専門学校・大学・専修学校などに進学または在学する方で、経済的に教育費などの支出が困難な方に、学資金と入学準備金を無利子でお貸しします。

対象：次の①～④の要件を全て満たす方①市内に引き続き6か月以上在住している、②経済的理由で学資金や入学準備金の支出が困難である、③学業成績が良好である、④校長の推薦を受けられる

償還期間：貸付期間の2倍(償還開始は卒業6か月後から)

提出書類：①借入申請書、②校長の推薦書、③成績証明書、

④健康診断書、⑤住民票(世帯全員のもの)、⑥合格通知書の写し、⑦保護者の平成30年度課税証明書

申し込み：来年1月4日(金)～31日(木)に直接同課(東庁舎2階)

*提出書類①②の用紙は、同課または市ホームページにあります。⑥は合格決定後、速やかに提出してください。

貸付額

区分	貸付金		
学資金 (月額)	高等学校 中等教育学校 (後期課程に限る) 専修学校	国公立	13,000円
		私立	20,000円
	高等専門学校		16,000円
	大学(短期大学含む)		30,000円
入学 準備金	高等学校 中等教育学校 (後期課程に限る) 専修学校	国公立	150,000円
		私立	280,000円
	高等専門学校		160,000円
	大学(短期大学含む)		360,000円

ひとり親家庭の資金貸付制度

こども家庭課 ☎224・5821
 ☎225・5218

母子父子寡婦福祉資金貸付制度

市では、ひとり親家庭のための貸付制度を設けています。この制度の一つとして修学資金と就学支度資金があります。これは、ひとり親家庭を対象に、授業料の一部と入学準備金を無利子でお貸しする制度です。他の貸付制度については、同課にお尋ねください。

修学資金と就学支度資金

対象：母子家庭の母子・父子家庭の父子・寡婦が扶養する子

償還期間：修学資金Ⅱ貸付期間の2～3倍▼就学支度資金Ⅱ5年以内

提出書類：①貸付申請書、②全部事項

貸付限度額

区分	貸付金		
修学資金 (月額)	高等学校 専修学校(高等)	国公立	27,000円
		私立	45,000円
	短大 専修学校(専門)	国公立	67,500円
		私立	79,500円
	大学	国公立	67,500円
		私立	81,000円
	大学院	修士課程	132,000円
		博士課程	183,000円
就学支度 資金	専修学校(一般)		48,000円
	小学校		40,600円
	中学校		47,400円
	高等学校 専修学校(高等)	国公立	150,000円
		私立	410,000円
	大学・短大 専修学校(専門)	国公立	370,000円
		私立	580,000円
	大学院	国公立	380,000円
		私立	590,000円
	専修学校(一般)		150,000円
	修業施設		90,000円

証明書(戸籍謄本)、③所得証明書(申請者・保証人)、④合格通知書の写し、⑤借入書、⑥印鑑証明書、⑦納税証明書

*①の用紙は、同課(本庁舎3階)にあります。

*⑤⑥は貸し付け決定後に提出。

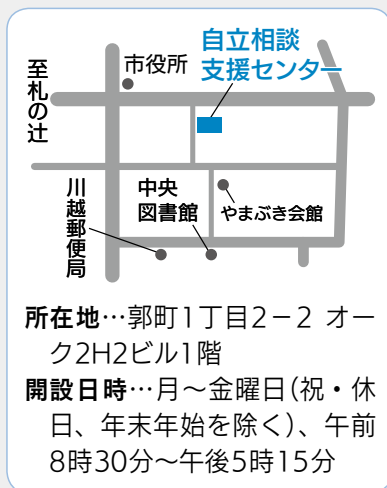
申し込み：修学資金は随時、就学支度資金は来年3月29日(金)までに直接同課

*貸し付けには、母子・父子自立支援員による事前相談が必要です。相談から貸し付けまでは1か月程度かかります。小中学校の就学支度資金は、所得税非課税世帯に限ります。

自立相談支援センターにご相談ください

川越市自立相談支援センターでは、専門の支援員が寄り添いながら、生活で困っている方の相談に乗り、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行っています。

お金(家計)や仕事、住まいのことなどでお困りの場合は、できるだけ早く予防策を講じ、その状況が複雑・深刻になる前に問題解決を図ることが重要です。以下の項目に一つでも当てはまるものがあれば、同センター ☎227・9283 ☎227・3937までお尋ねください。



所在地…郭町1丁目2-2 オーク2H2ビル1階
開設日時…月～金曜日(祝・休日、年末年始を除く)、午前8時30分～午後5時15分

生活福祉課 ☎224・5784

Fax 224・6148

- 収入がない
- もらっている年金では生活が苦しい
- 仕事が見つからない
- 仕事が続かない
- 仕事をすることがない
- 就職活動の仕方が分からない
- 病気や障害、育児・介護で働けない
- 税金や家賃、水道・ガス・電気代が払えない
- ローンなどの借金の支払いが大変
- 今の住居を出なければならぬ
- 資産(家・生命保険など)はあるが生活費(現金)がない
- 家計を見直したい
- 子どもに勉強をさせてあげたいが金銭的に余裕がない
- 家族が引きこもっている
- 困っていることを、どこに相談してよいか分からない

景観重要建造物の指定

都市景観課 ☎224-5961 ☎225-9800

市では、良好な都市景観を形成する上で、重要な価値があると認められる建造物を「景観重要建造物」に指定しています。今回、新たに1件指定しました。

横重本店(重兵衛蔵)

所在地…松江町2丁目1-17

建築年…明治33年

この土蔵は、当初は隣接する景観重要建造物「中島家」主屋の袖蔵として建てられたもので

す。大店の特徴の一つである主屋の北側に袖蔵を設ける配置形態を、確認することができ



ます。松江町2丁目周辺の歴史的景観の保持につながり、物資の集散地・川越としての歴史的風致の維持向上に寄与する、大変貴重な土蔵となっています。

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

●家屋取り壊しの際は届け出を 資産税課 ☎224-5684 ☎226-2539

家屋の固定資産税は毎年1月1日に所有する建物に掛かります。年内に家屋を取り壊した場合、次年度からその家屋に対する固定資産税が掛からなくなります。建て替えや老朽化などで家屋を取り壊したときは、年内に届け出をしてください。家屋の取り壊しについて詳しくは同課までお尋ねください。

●「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」を公表しています 教育総務課 ☎224-6074 ☎224-5086

同報告書は、同課(東庁舎2階)・情報公開窓口(東庁舎1階)・市ホームページで確認することができます。

●11月30日(金)で、川越市自転車シェアリング事業を休止します 交通政策課 ☎224-5519 ☎225-9800

川越市自転車シェアリング事業は11月30日(金)で事業者変更のため休止します。再開日については決まり次第、広報川越や市ホームページ等でお知らせします。